

重要事項説明書 制度・料金に関する説明 (介護老人保健施設)

本紙は、認知症専門の介護老人保健施設が提供するサービス受けるにあたり、当該施設の制度についてご説明した重要事項説明書です。施設をご利用されるにあたり、下記内容をご承諾頂いた上で契約を結ぶものとします。

1 (介護老人保健施設の説明)

① (介護老人保健施設とは)

介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービスに基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。施設管理者 1 名、医師 1 名以上、看護師 8.64 名以上、介護職員 21.15 名以上、支援相談員 1 名以上、作業療法士 1 名以上、栄養士 1 名以上、介護支援専門員 1 名以上、及びその他の調理員（必要に応じて）や事務職員（必要に応じて）を配置して運営をしております。入所期間は原則 3 ヶ月で、在宅に戻るためにリハビリを行う施設として位置付けられています。

② (入所期間についての説明と同意)

施設の入所期間は予めご家族、身上監護者の皆様と共通の理解のもと設定させていただきます。施設の特性から無期限に入所し続けることはできないことをご理解ください。次の移動先については、施設や病院へのご案内等情報提供を差し上げます。

③ (病院ではなく、介護施設であることの説明と同意)

介護施設の性格上、治療の場ではなく生活の場、在宅復帰に向けて調整の場である性格上、病院のように医師が 24 時間常駐しているわけではございません。日常の健康管理は医師並びに看護師を中心に行って参りますが、特段の身体治療が必要な場合は医療機関への入院となる場合がございます。

2 (認知症専門の介護老人保健施設の説明)

① (認知症専門施設であることの説明と同意)

当施設は認知症の進行予防・症状を緩和し、心を穏やかにすることを専門に行っている専門施設です。精神症状のない寝たきりの方や身体の体調管理及び介護が主である方等に対しての身体に特化した治療及び介護、身体的なリハビリテーションを提供することが難しいことをご理解ください。歩行訓練など身体リハビリテーション（脳卒中後、寝たきりなど）が必要な場合は、身体リハビリテーション専門の施設への入所をご案内することがございます。

② (常時施錠施設であることの説明と同意)

利用者の意思により自由に外出することは交通事故や道に迷う等の大きな危険を伴います。認知症専門施設として、入所者の安全を確保するための手段として、全ての出入り口、窓は施錠されており、職員が同伴しないと開閉することができないようになっていることをご了承ください。

3 (入所申込時の説明と同意)

① (待機制度についてのご説明と同意)

当施設は都内でも数少ない認知症専門の介護老人保健施設として運営しております。そのため、認知症度の高い方、精神症状を有する方に優先的に入所いただくことがあることをご了解ください。

② (サービス利用に関する判定の説明と同意)

申込者のサービス利用に関する判定は、会議にて決定をさせていただきます。また、判定会議は利用者第一として判定を下すことをご理解ください。

③ (対応窓口の決定および緊急時の家人連絡先の設定についての説明と同意)

サービス利用について、利用者に不利益な状況を生み出さないため、近い関係の親族を窓口として決めていただき、以後の連絡はその方と行うこととさせていただきます。また、緊急の連絡先について窓口の方以外となる場合は、当方の契約内容、重要事項説明をご承諾いただける方をお決め下さい。ただし、緊急連絡先については、いつ何時においても連絡がとれる体制をお取りいただくようご協力ください。

④ (在宅復帰及び次施設利用についての説明と同意)

精神症状の軽減等の理由により、サービス提供者が在宅中心の生活が利用者の利益となると判断した場合、サービス提供者と利用者及び身上監護者等との協議の上、双方が利用者の在宅復帰を目的として、利用者の状態や在宅復帰先の体制を整え、外出・外泊訓練を行うことに同意ください。

介護老人福祉施設への入所をご希望の方は、予めご希望の介護老人福祉施設への申込等を行って頂きますようお願い致します。入所期間を超えても介護老人福祉施設へのご入所ができない場合、希望される近隣の施設以外の他施設への検討・申し込みを行うことをご理解ください。その際当該施設にて利用者が待機する場合がある場合がございます。お申し込みについては、利用者・身上監護者等が行うのが原則ですが、必要書類の作成や電話連絡等をサービス提供者もお手伝い致します。また、多数の介護老人福祉施設や他施設を申し込みしたにも関わらず、待機中に施設へのご入所ができない場合は、利用者の状態に応じて医療機関への治療入院や精神科療養医療機関等への検討・申し込みを行うことをご了解ください。

4 (事故発生の防止及び発生時の対応)

事故予防・発生時の指針や必要な体制の整備、従業者に対する研修を行います。また、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、入所者の家族等に連絡を行うとともに、医療的処置及びその他対応、区市町村へ報告をあげるなど必要な措置を講じます。

5 (介護保険外実費負担分のご利用料金について)

(1) 食費、居住費について

★居住費（滞在費）について

居住費相当分について保険給付から控除され利用者様のご負担となります。報酬体系を従来型個室、多床室の 2 類型とし、2 類型それぞれについて居住環境の違いに応じ、「居住に関する費用」を介護報酬から控除することとなります。居住費、特別な室料の負担額については、国の定めた金額に従い、別紙「ご利用料金一覧表」の通りとなります。

★食費について

食材料費と調理費相当分は利用者様の負担となります。ただし、栄養管理相当分については、保険給付の対象となります。負担額については国の定めに従い、別紙「ご利用料金一覧表」の通り介護老人保健施設については一食あたりの請求となります。本人拒否や体調不良、予定を早めての退所等により食事提供がなされなかった場合でも、食事提供の準備が行われた際には料金が発生します。

第四段階の方の自己負担金について、施設と利用者様との契約により決められます。国で定められた段階の範囲は広範なものであるため、当施設では足立区担当課からも了承をいただき、4段階の利用者様においては更に独自に2つの段階を設け料金の設定を行なっております。これは個々の利用者様の収入状況に配慮したものです。4段階 A、B のうち A の対象となる方については、非課税証明書、介護保険利用者区分申請書を当施設事務窓口までご提出ください。施設の対象要件と照会し、該当の有無の判定を行ないます。B となる方につきましては、課税証明書、介護保険区分申請書を当施設事務窓口までご提出ください。同様に施設の対象要件と照会し、該当の有無の判定を行ないます。

(2) 日用品費について

日用品は選択制となっております。

日用品費は通常生活する中で必要な生活用品についていただく料金のことを指します。利用者および契約者は料金表にて説明を受けた上で選択することが可能です。当施設では日用品セットを3種類用意しており、その中からの選択やご持参も可能です。選択した内容は同意書をもって確認することとします。

(3) 全額自己負担分のご利用料金について

基本的に要介護認定を受けた方を対象としたサービスを提供しておりますが、緊急時等で要介護度が出ていない段階での施設利用については全額自己負担となります。その際は要介護3の単位数を基準として計算し利用後に請求いたしますのでご理解のうえのご利用となります。また、介護保険申請後の要介護度の確認は保護者の責務として当該担当者へご確認ください。

※介護保険制度の主旨に基づき、家族は利用者の住所の有する自治体の介護保険課が決定した段階に従った食費、居住費の額で支払うことを了解ください。

※限額認定申請について施設は情報提供を行うがその申請は保護者、身上監護者が行なうものとし、認定証の原本の提示を確認次第その段階による請求を施設は行うものとします。

※決定した段階における自己負担額の支払いに応じられない場合は、双方の契約が成立しないため入所の受け入れを行なうことはできません。また、入所後において同様の事態が生じますと、契約不成立のため施設の定める期間内に退所いただくことを予めご了承ください。

※利用者様、ご家族様の申し出、了承により個室の利用を希望する場合は特別な居室に対する居住費、及び特別な室料を施設に支払うことを了解ください。

(4) 利用料金・その他施設生活に付随する支払等の遅延・未収について

期日までのお支払いが無い場合は、サービス提供者より支払い義務に関して金銭管理者又は契約者の方へ連絡を行います。サービス提供者からの支払依頼にも関わらず施設利用料金・その他の料金の支払いがされない場合は、連帯保証人やその他利用者家族、扶養義務者へ施設利用料・その他料金の支払いについて協力をお願いします。度重なる請求にも関わらず支払いの意思なき場合は、事前に文書にて終了期日を通達した上、サービス提供の終了並びに、法的手段をとることとなる場合があります。

(5) 各種料金の変更について

サービス利用料及び介護保険実費負担分については、介護保険報酬改定による見直し、国の税制の見直しに伴う消費税等の税率変更による各種料金の変更がございます。

6 (所内の相談・苦情対応及び個人情報取り扱い窓口)

相談・苦情対応のための窓口を設置しております。

苦情を受け付けた際は内容等の記録をし、区市町村への報告や文書提出・改善等適切な対応を行います。

医療法人社団 成仁介護老人保健施設 担当：菅原 玲子 TEL 050-3734-5031

受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時（土曜日曜祝日は休業）

その他の苦情相談窓口

- ・東京都国民健康保険連合会介護相談室 TEL：03-6238-0177
- ・足立区介護保険課事業者指導係 TEL：03-3880-5111（代）
- ・足立区基幹地域包括支援センター TEL：03-6807-2460